

農業経営基盤の強化の促進に関する

基本的な構想

令和3年10月

西 予 市

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	・・・	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	・・・	3
第3	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	・・・	29
第4	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標	・・・	29
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	・・・	30
	1 利用権設定等促進事業に関する事項	・・・	30
	2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	・・・	35
	3 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	・・・	38
	4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	・・・	38
	5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	・・・	38
	6 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事項	・・・	39
	7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	・・・	39
第6	その他	・・・	40

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 西予市は、愛媛県の南部中央に位置し、宇和海に臨む沿岸部から四国カルストに至るその立地条件を生かして、柑橘、果樹、米、野菜、乳用牛、肉用牛、花卉、施設園芸など多種多様な農産物の生産を展開してきた。

しかし、近年、農業・農村をとりまく状況は、農業就業人口の減少、兼業化、混住化、鳥獣被害の拡大、荒廃農地の増大などの面で大きく変化し、農村地域の活力の低下だけでなく、農村集落の機能維持そのものが困難な地域も生じている。

また、中山間地域が多く、担い手不足による荒廃農地の拡大等の構造的な問題を抱えている本市においては、農業は、地域の経済や社会の核となる基幹産業としての位置を占めており、農地中間管理機構等を活用して農地集積・集約化を行い、人・農地プランに位置づけられた中心経営体や農地所有適格法人等の効率的かつ安定的な農業の位置づけは大変重要である。

これらの農業・農村をとりまく課題に対し、西予市の農業がこれまで以上に躍進していくためには、今日まで進めてきた農業生産を活かしつつ、水田を高度に利用した麦・大豆等の土地利用型農業を推進するとともに、多品目野菜等を取り入れた生産振興や果樹・施設野菜等の集約型農業、園芸や畜産等の育成を図り、地域複合としての農業生産を目指すことが重要である。また、近年、増加傾向にある鳥獣被害の防止対策や水稻における減農薬・減化学肥料体系で栽培した環境保全型栽培米をはじめとする安全で安心な農産物生産、消費者ニーズに沿った生産拡大、農産物のブランド化を図り、海外輸出を視野に入れる検討を進める。

さらに、景観や生態系に配慮した環境にやさしい農業の展開、学校給食等と連携した地産地消や食育の確立、農業の6次産業化による活力ある農山村の再生、都市と農村・消費者と生産者の交流を進め、農業の多面的機能が発揮できる魅力ある産地づくりを行う。

加えて、農業生産力を維持向上させていくため、企業的な経営感覚を持って、意欲的な経営を行う農家や組織など、先進的な経営体を育成し、農業の相当部分を担うことのできる仕組みを構成する必要がある。

このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に則し、引き続き、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

また、西予市の令和2年の新規就農者は6人であり、過去5年間、ほぼ横ばいの状況となっている。本市農業の維持・活性化を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

- 2 西予市の農業構造については、農業収入の減少による農外所得への依存度が急速に高まり、兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近、一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中で、農地の資産的保有傾向が強く、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に生産組織設立への動きが進んでいる。これにより、急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である野村町・城川町などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

- 3 西予市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来(概ね10年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、西予市及びその周辺市町において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得(主たる農業従事者1人あたり概ね380万円)、年間労働時間(主たる農業従事者1人あたり概ね2,000時間)の水準を実現したうえで、さらなる所得の向上に向けた取組に努め、また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。ただし、自ら農業経営を開始しようとする青年等にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいと、1経営体当たり年間所得の概ね7割を目標とする。

- 4 西予市は、将来の西予市農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、西予市は、農業協同組合、農業委員会、普及組織等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため設置した西予市農業再生協議会が中心となり、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の西予市農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化し、担い手への農地集積を促進するとともに、利用権設定と併せて農作業受委託を促進する。

また、人・農地プランにより地域の合意形成を図りながら、担い手への農地集積及び農地の団地化を進め、効率的な土地利用を図ることとし、これらの活動については、農業委員会や農業協同組合、土地改良区などの関係機関と連携・調整を図りつつ実施する。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、人・農地プランによる地域での話し合いと合意形成を促進する。

また、地域での話し合いを進めるに当たっては、法第12条第1項、または法第14条の4第3項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者等」という。）の経営改善に資するよう地域の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者等の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に則した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に示すこととする。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及組織等の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要なものであると同時に、農地所有適格法人等への経営発展母体としても期待される。そのため、オペレーターの育成、受委託の促進等

により地域及び営農の実態に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である城川町及び野村町においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会による紹介や農地中間管理機構による貸借を行い、技術・経営面については西予農業指導班や農業支援センター、農業協同組合による重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者等へと誘導していく。

さらに、市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農地中間管理機構の活動による認定農業者等への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、西予市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

- 5 西予市は、西予市農業再生協議会において、認定農業者等又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農協支所単位の研修会の開催等を普及組織等の協力を受けて行う。

特に、大規模畜産を目指す農業経営体においては、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、同指導チームの下に日本政策金融公庫松山支店の参画を仰ぎつつ、農協の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、いちご・きゅうり等の施設野菜、たまねぎ・かぼちゃ・なす等の露地野菜、みかん等果樹による農業生産の拡大を図ろうとする経営体においては、同指導チームの下に、市場関係者や全農えひめ担当者の参画を得つつ、マーケティング面からの検討を行い、産地化を狙いとした戦略を図り、その栽培に関する濃密指導を行う。

なお、農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者等に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に西予市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、西予市における農業地帯別の主要な営農類型を示すと次のとおりである。

【目標営農類型一覧表】（詳細は、後掲の農業地帯別目標営農類型基本的指標に記載のとおり）

経営体別		営 農 類 型 別		経営規模
沿岸部農業地帯	個別経営体	土地利用型	温州みかん＋ポンカン＋中晩柑	2.2ha
			温州みかん＋清見＋ニューサマーオレンジ＋中晩柑	2.2ha
			温州みかん＋中晩柑＋施設中晩柑	2.0ha
	組織経営体	土地利用型	温州みかん＋ポンカン＋不知火＋優良中晩柑	6.0ha
経営体別		営 農 類 型 別		経営規模
平地農業地帯	個別経営体	土地利用型	水稻＋麦＋大豆	15.0ha
			水稻＋野菜（なす）	7.2ha
			水稻＋野菜（たまねぎ＋かぼちゃ）	2.5ha
			水稻＋ケール	3.0ha
			水稻＋野菜（施設いちご）	2.0ha
			水稻＋花き（デルフィニューム）	2.0ha
			雨よけぶどう	1.0ha
	組織経営体	畜産	肉用牛（交雑種肥育一貫）	400 頭
		土地利用型	水稻＋麦＋大豆＋水稻作業受託	20.0ha
		畜産	酪農＋飼料	200 頭 27.0ha
			養豚（一貫）	繁殖豚： 300 頭 肥育豚：3,000 頭
			養鶏（採卵）	採卵用成鶏 100,000 羽

経営体別		営 農 類 型 別		経営規模
農山村農業地帯	個別経営体	土地利用型	水稲＋野菜（かぼちゃ＋露地きゅうり・ケール）	1.9ha
			水稲＋ミシマサイコ＋野菜（かぼちゃ）＋乾しいたけ	2.6ha
			水稲＋野菜（露地きゅうり）＋乾しいたけ	0.85ha
			水稲＋野菜（施設・露地きゅうり）	0.9ha
			くり＋ゆず＋乾しいたけ	2.2ha
		施設型	野菜（雨よけトマト）	0.3ha
			水稲＋野菜（雨よけミニトマト＋ブロッコリー）	1.5ha
			水稲＋野菜（高設いちご）	1.2ha
		畜産	酪農＋飼料	経産牛 35 頭 育成牛 10 頭 飼料作物 15.0ha
			酪農＋肉用牛（肉専用繁殖牛）＋飼料	経産牛 20 頭 育成牛 10 頭 繁殖牛 12 頭 飼料作物 4.0ha
			肉用牛（交雑種肥育一貫）＋飼料	肉用牛 200 頭 飼料作物 2.0ha
			肉用牛（肉専用種肥育）＋飼料	肉用牛 100 頭 飼料作物 2.0ha
			養豚（一貫）	繁殖豚 100 頭 肥育豚 1,000 頭
			肉用牛（繁殖）＋飼料	繁殖牛 40 頭 育成牛 10 頭 飼料作物 2.0ha
	組織経営体	土地利用型	水稲＋水稲作業受託	15.0ha
		畜産	酪農＋飼料	経産牛 200 頭 育成牛 75 頭 飼料作物 37.0ha
			養豚（一貫）	繁殖豚 200 頭 肥育豚 2,000 頭

【沿岸部農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
温州みかん ＋ ポンカン ＋ 中晩柑 (明浜地区)	〈作付面積等〉 温州みかん ＝1.0ha ポンカン ＝0.5ha 不知火＝0.2ha 河内晩柑＝0.2ha その他中晩柑 (せとか、甘平) ＝0.3ha 〈経営面積〉 2.2ha	〈資本装備〉 農舎兼作業場 1 (150㎡) 動力噴霧機 2 軽四トラック 2 単軌条運搬機 4 (500m、4件共同) コンテナ 800 1 〈その他〉 園内道整備・多目的スプリンクラー 優良系統中晩柑への転換 老木園の改植(園地の若返り)	複式農業簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図ると共に、経営内容を数値で把握する 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人
温州みかん ＋ 清見＋ ニューサ マーオレンジ＋中晩柑 (三瓶地区)	〈作付面積等〉 温州みかん ＝1.0ha 清見＝0.3ha ニューサマーオレンジ ＝0.1ha 不知火＝0.4ha その他中晩柑 (せとか、甘平) ＝0.4ha 〈経営面積〉 2.2ha	〈資本装備〉 農舎庫兼作業場 1 (150㎡) 動力噴霧機 1 普通トラック(1t) 1 軽四トラック 1 単軌条運搬機 4 (4件共同) コンテナ 600 〈その他〉 園内道整備・多目的スプリンクラー 優良系統中晩柑への転換 老木園の改植(園地の若返り)	複式農業簿記記帳の実施により、経営と家計の分離を図ると共に、経営内容を数値で把握する 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人

【平地農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋麦＋大豆	〈作付面積等〉 水稻=12.0ha 麦=5.0ha 大豆=3.0ha 〈経営面積〉 15.0ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 1 (100m²) トラクター (40～50ps) 1 田植機 (乗用5条) 1 コンバイン (4～5条、自脱) 1 中耕倍土機(3条) 1 普通トラック (1t) 1 麦・大豆播種機 1 〈その他〉 水稻 稚苗移植栽培、カン トリーエレベーター利用、無人ヘリ 防除	複式簿記記帳によ り経営と家計との 分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における 臨時従事者の確 保 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人
水稻＋野菜 (なす)	〈作付面積等〉 水稻=7.0ha なす=0.2ha 〈経営面積〉 7.2ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 1 (100m²) なす支柱 (20a) 1 トラクター (30ps) 1 田植機 (乗用5条) 1 コンバイン (3条、自脱) 1 普通トラック (1t) 1 管理機 1 動力噴霧機 1 〈その他〉 水稻 稚苗移植栽培、カン トリーエレベーター利用、無人ヘリ 防除	複式簿記記帳によ り経営と家計との 分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における 臨時雇用従事者 の確保 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋野菜 （たまねぎ ＋かぼ ちゃ）	〈作付面積等〉 水稻 =2.0ha たまねぎ =1.0ha 春かぼちゃ =0.5ha 〈経営面積〉 2.5ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 (50㎡) トラクター (25ps) 田植機 (4条) 軽四トラック 管理機 動力噴霧機 (可搬式) 動力散粉機 〈その他〉 水稻 稚苗移植、ライスセーター 利用、加工用たまねぎ たまねぎ移植機、掘取機 リース利用	複式簿記記帳の実 施により経営と家 計の分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における 臨時雇用者の確 保による加重労 働の防止 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人
水稻＋ケー ル	〈作付面積等〉 水 稲=1.0ha ケール=2.0ha 〈経営面積〉 3.0ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 (50㎡) 平畦マルチ 田植機(乗用4条) トラクター (20ps) 軽四トラック 管理機 高架型作業機 (AP-1) 動力噴霧機 〈その他〉 水稻 稚苗移植栽培、カト リーエレベーター利用、無人ヘリ防 除、稲刈り委託	複式簿記記帳によ り経営と家計との 分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における 臨時雇用従事者 の確保 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋野菜 (施設いちご)	〈作付面積等〉 水 稲=1.7ha いちご=0.3ha 〈経営面積〉 2.0ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 1 (50㎡) トラクター (20ps) 1 軽四トラック 1 ハイハウス (30a) 温風暖房機 2 動力噴霧機 1 高設栽培装置 1 (簡易) 電照施設 (30a) 小型ポット育苗施設 簡易保冷库 (1坪) 管理機 1 〈その他〉 水稲 作業委託 いちご 小型ポット育苗 高設施設栽培	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 〈労働力〉 主たる従事者2人
水稲＋花き (デルフィニウム)	〈作付面積等〉 水稲=1.7ha デルフィニウム =0.3ha 〈経営面積〉 2.0ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 1 (50㎡) ビニールハウス 1 (30a) 温風暖房機 3 灌水装置 1 軽四トラック (幌付き) 1 動力噴霧器 1 冷蔵庫 (2坪用) 1 重油タンク 1 トラクター (20ps) 1 管理機 1 電照施設 1 〈その他〉 水稲 作業委託 デルフィニウム 電照加温、促成栽培、高冷地育苗	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	
雨よけぶどう	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	ピオーネ =0.4ha	農舎兼作業場 (99㎡)	1	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図ると共に、経営内容を数値で把握する	休日制の導入 農繁期における臨時雇用従事者の確保
	青系ぶどう =0.2ha	雨よけハウス (1ha分)	1		
		ぶどう棚 (1ha分)	1		
	その他ぶどう =0.4ha	管理機	1	青色申告の実施	〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人
		動力噴霧機	1		
		軽四トラック	1		
	〈経営面積〉 1.0ha				
		〈その他〉 雨よけ栽培 ジベレリン処理作業の省力化技術導入			

【平地農業地帯】〔個別経営体〕畜産

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	
肉用牛（交雑種肥育一貫）	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	肉専用牛=400頭	牛舎（1,000㎡）	3	複式簿記記帳により経営と家計との分離を図る	休日制の導入
		農機具倉庫兼納屋（100㎡）	1		補助従事者の確保
		堆肥舎（800㎡）	1	青色申告の実施	〈労働力〉
		飼料タンク	6		
		ショベルローダー	1		
		トラック（1t）	1		
			（その他） ヌレ子導入の肥育一貫経営、平均出荷月齢24ヶ月		

【平地農業地帯】〔組織経営体〕土地利用型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	
水稲＋麦＋大豆＋作業受託	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	水稲=13.0ha	農機具倉庫兼納屋	1	経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る	休日制の導入
	麦=10.0ha	(100㎡)			補助従事者の確保
	大豆=7.0ha	トラクター (33ps)	2	青色申告の実施	給料制の導入 社会保険等の加入
	田植作業受託	ウイングハーロー	1		
	=20.0ha	田植機	2		
	稲刈作業受託	(乗用5条施肥付)			
	=20.0ha	コンバイン (6条G付)	2		
		円盤プラウ (6連)	1		
	〈経営面積〉	汎用コンバイン	1		〈労働力〉
	20.0ha	(刈幅1.5m)			主たる従事者3人
		普通トラック (2t)	1		補助従事者3人
		走行草刈機	1		
	麦・大豆播種機	2			
	〈その他〉				
	水稲、稚苗移植栽培、カントリーエレベーター利用、無人ヘリ防除				

【平地農業地帯】〔組織経営体〕畜産

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農＋飼料	〈作付面積等〉 経産牛=200頭 飼料=20.0ha WCS=7.0ha 〈経営面積〉 27.0ha	〈資本装備〉 搾乳牛舎 1 (1,640㎡) 育成牛舎 (621㎡) 1 堆肥舎 (180㎡) 1 尿溜槽 (466t) 1 飼料タンク (5t) 1 バンカーサイロ (30㎡) 1 パイプラインミルカー 4 バンクリーナー 1 バルククレーン (1500kg) 1 トラクター (45ps) 1 マニュアルプレッター 1 プロトキスター 1 ロールバレー 1 ハーレーキ 1 コーンハーベスタ 1 ディスクハロー 1 トラック (2t) 1 (その他) 畜産農家1戸と耕種農家3戸で飼料生産組合を組織。 WCSを耕畜連携により生産。	経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る 青色申告の実施	休日制の導入 補助従事者の確保 給料制の導入 社会保険等の加入 〈労働力〉 主たる従事者3人 補助従事者3人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚 (一貫)	〈作付面積等〉 繁殖豚=300頭 肥育豚=3,000頭	〈資本装備〉 繁殖豚舎 (624㎡) 1 肥育豚舎 (972㎡) 2 育成豚舎 (1,143㎡) 2 農舎 (200㎡) 1 堆肥舎 (970㎡) 1 尿溜槽 (79t) 1 糞尿処理施設 (100㎡) 1 自動給餌車 1 飼料タンク (5 t) 2 飼料タンク (1 t) 1 〈その他〉 繁殖豚デュロック、繁殖豚LW×大ヨークの肥育豚3元	経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る 青色申告の実施	休日制の導入 補助従事者の確保 給料制の導入 社会保険等の加入 〈労働力〉 主たる従事者3人 補助従事者3人
養鶏(採卵)	〈作付面積等〉 採卵用成鶏 =100,000羽	〈資本装備〉 成鶏舎 (621㎡) 1 (ウインドレス) 管理室 (621㎡) 1 中・大雛舎 (300㎡) 1 糞尿処理施設 (発酵乾燥ハウス360㎡) 1 自動給餌機 1 洗卵選別機 1 飼料タンク (3 t) 1 ショベルローダー (270kg) 1 鶏糞袋詰機 (パッカー-L型) 1 ミシン 1 トラック (1 t) 1 〈その他〉 ウインドレス鶏舎全自動化、大雛導入 (550円/1羽)、140日齢成鶏繰入	経営体の体質強化のため、自己資本の充実を図る 青色申告の実施	休日制の導入 補助従事者の確保 給料制の導入 社会保険等の加入 〈労働力〉 主たる従事者3人 補助従事者3人

【農山村農業地帯】〔個別経営体〕土地利用型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋野菜 (かぼちゃ ＋露地きゅうり・ケール)	〈作付面積等〉 水稻 =1.0ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 (50㎡)	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による者の確保による加重労働の防止 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人
	かぼちゃ =0.5ha	きゅうり支柱(40a) トラクター(20ps)		
	夏秋きゅうり =0.4ha	田植機(歩行2条) 軽四トラック		
	ケール =0.5ha	管理機 動力噴霧機		
	〈経営面積〉 1.9ha	動力散粉機		
		〈その他〉 水稻 稚苗移植、稲刈り委託、ライスセンター利用		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋ミシマサイコ＋野菜（かぼちゃ）	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による加重労働の防止 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人
	水稻	農機具倉庫兼納屋		
	=1.0ha	(50㎡)		
	ミシマサイコ	自走式成畦被覆機		
	=1.2ha	トラクター（25ps）		
	抑制かぼちゃ	田植機（4条）		
	=0.4ha	軽四トラック		
	〈経営面積〉	管理機		
	2.6ha	動力噴霧機		
		（可搬式）		
水稻＋野菜（露地きゅうり）＋乾しいたけ	〈作付面積等〉	〈資本装備〉	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による加重労働の防止 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人
	水稻=0.5ha	農機具倉庫兼納屋		
	夏秋きゅうり	(50㎡)		
	=0.2ha	耕うん機（5ps）		
	乾しいたけ	しいたけ乾燥機		
	=0.3ha	(500kg)		
		チェンソー		
	〈経営面積〉	きゅうり支柱		
	0.85ha	(20a)		
		軽四トラック		
		動力噴霧機		
		（可搬式）		
		クローラー		
		〈その他〉		
		水稻 作業委託（耕起、代かき、田植え、稲刈り）、ライスセンター利用		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋野菜 (施設・露地きゅうり)	〈作付面積等〉 水稻=0.5ha 夏秋きゅうり =0.2ha 半促成きゅうり =0.1ha 抑制きゅうり =0.1ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 1 (50m ²) ビニールハウス 1 (20a) きゅうり支柱(20a) 軽四トラック 1 管理機 1 動力噴霧機 1 〈経営面積〉 (可搬式) 0.9ha 耕うん機 (5ps) 1 動力散粉機 1 灌水施設 (10a) 1 暖房施設 1 換気施設 (10a) 1 電気施設 1 〈その他〉 水稻 作業委託 (耕起、 代かき、田植え、稲刈り)、 ライスセンター利用	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による加重労働の防止 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
くり＋ゆず ＋乾しいたけ	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	くり =1.0ha	倉庫兼作業場 (50m ²)	1	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る
	ゆず =1.0ha	しいたけ用乾燥機 (500kg)	1	青色申告の実施
	乾しいたけ =0.2ha	チェンソー	1	
		軽四トラック	1	
		クローラー	1	
		コンテナ	50	
	〈経営面積〉 2.2ha	動力噴霧器	1	
		〈その他〉 乾しいたけ 寒冷紗被覆栽培 くり 低樹高栽培		
野菜（雨よけトマト）	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	雨よけトマト =0.3ha	農機具倉庫兼納屋 (50m ²)	1	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る
		ビニールハウス (30a)		青色申告の実施
		軽四トラック	1	
	〈経営面積〉 0.3ha	管理機	1	
		灌水施設（30a）	1	
		動力噴霧機 （可搬式）	1	
		〈その他〉 トマト 雨よけ栽培、共同選果場利用		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋野菜 (雨よけミニトマト＋ブロッコリー)	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	水稻=0.8ha	農機具倉庫兼納屋	1	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る
	雨よけミニトマト	(50m ²)		
	=0.2ha	トラクター (15ps)	1	青色申告の実施
	ブロッコリー	田植機	1	
	=0.5ha	(歩行2条)		
		軽四トラック	1	
		ビニールハウス		
	〈経営面積〉	(500m ²)		
	1.5ha	灌水施設 (20a)	1	
		動力噴霧機	1	
		(可搬式)		
		〈その他〉		
		水稻 稚苗移植、稲刈り委託、ライスセンター利用		
		ミニトマト 雨よけ栽培、共同選果場利用		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋野菜 （高設いちご）	〈作付面積等〉 水稲 =0.9ha	〈資本装備〉 農機具倉庫兼納屋 1 (50㎡)	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施	休日制の導入 農繁期における臨時雇用者の確保による加重労働の防止 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人
	いちご（高設） =0.3ha	トラクター（20PS） 1 田植機（乗用4条） 1 軽四トラック 1		
	〈経営面積〉 1.2ha	ビニールハウス（30a） 1 動力噴霧機（可搬式） 1 動力散粉機 1 電照施設（30a） 小型ポット育苗施設 1 簡易予冷库（2坪） 1 高設栽培装置（簡易） 1 温風暖房機 2		
		〈その他〉 水稲 稚苗移植、稲刈り委託、ライスセンター利用 いちご 土耕栽培、電照栽培		

【農山村農業地帯】〔個別経営体〕畜産

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農＋飼料	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	経産牛=35頭	搾乳牛舎（380㎡）	1	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る
	育成牛=10頭	育成牛舎（D型ハウス）	1	
	トウモロコシ	堆肥舎（200㎡）	1	青色申告の実施
	=5.0ha	尿溜	1	
	イタリアン	飼料タンク（5t）	1	〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人
	=5.0ha	バンカーサイロ（30m³）	1	
	WCS	パンプラインミルカー	1	
	=5.0ha	バンククリーナー	1	
	〈経営面積〉	バルクレーラー（1500ℓ）	1	
	15.0ha	トラクター（45PS）	1	
		マニユアスプレッター	1	
		（3300kg）		
		フーロートキスター（400ℓ）	1	
		ロールハーレー	1	
		ハーレーキ	1	
		コーンハーベスタ	1	
		デイスクハロー	1	
		トラック（2t）	1	
		〈その他〉		
		搾乳牛1頭当たり搾乳量8,500kg、畜産農家1戸と耕種農家3戸で飼料生産組合を組織。WCSを耕畜連携により生産。		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農＋肉用牛（肉専用繁殖牛）＋飼料	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	経産牛=20頭	搾乳牛舎（155㎡）	1	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る
	育成牛=10頭	肥育牛舎（D型ハウス）（150㎡）	1	
	繁殖牛=12頭	堆肥舎（200㎡）	1	青色申告の実施
	トウモロコシ	尿溜	1	
	=3.5ha	飼料タンク（5t）	1	〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人
	イタリアン	バンカーサイロ（30m³）	1	
	=3.5ha	パンプラインミルカー	4	
	WCS	バンクリーナー	1	
	=4.0ha	バルククーラー（1500ℓ）	1	
	〈経営面積〉	トラクター（45ps）	1	
	11.0ha	マニュアルスプレッター（3300kg）	1	
		プロトキスター（400ℓ）	1	
		ロールベーター	1	
		ハーレーキ	1	
		コンハーベスタ	1	
		ディスクハロー	1	
		トラック（2t）	1	
		〈その他〉		
		酪農：搾乳牛1頭当たり搾乳量8,500kg、畜産農家1戸と耕種農家3戸で飼料生産組合を組織。WCSを耕畜連携により生産。		

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛（交雑種肥育一貫）＋飼料	〈作付面積等〉 肉用牛=200頭 ローゼグラス =1.0ha イタリアン =1.0ha 〈経営面積〉 自作地 2.0ha	〈資本装備〉 肥育牛舎（1,800㎡） 1 堆肥舎（450㎡） 1 バンカーサイロ（30m³） 1 飼料タンク（5t用） 1 フロントローダー 0.5 トラック（2t） 1 トラクター 1 （40ps、2人共同） モアコンディショナー 1 （160cm、2人共同） マニユアスプレッター 1 （3300kg、2人共同） プロートキスター 1 （400ポンド、2人共同） ロールハーラー（2人共同） 1 ハーレーキ（2人共同） 1 〈その他〉 スレ子導入の肥育一貫経営、平均出荷月齢24ヶ月	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施	雇用活用による定期的な休日、休暇の確保 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛（肉専用種肥育）＋飼料	〈作付面積等〉 肉用牛=100頭 ローズグラス =1.0ha イタリアン =1.0ha 〈経営面積〉 自作地 2.0ha	〈資本装備〉 肥育牛舎（800㎡） 1 堆肥舎（250㎡） 1 飼料タンク（5t用） 1 トラック（2t） 1 トラクター 1 （40ps、2人共同） 1 モアコンディショナー 1 （160cm、2人共同） 1 マニユアスプレッター 1 （3300kg、2人共同） 1 プロトキヤスター 1 （400℔、2人共同） 1 ロールベアラー（2人共同） 1 ハーレーキ（2人共同） 1 〈その他〉 黒牛和種去勢牛、平均出荷月齢31ヶ月	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施	雇用活用による定期的な休日、休暇の確保 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人
養豚（一貫）	〈作付面積等〉 繁殖豚=100頭 肥育豚=1,000頭	〈資本装備〉 繁殖豚舎（250㎡） 1 育成豚舎（400㎡） 1 肥育豚舎（400㎡） 1 堆肥舎（300㎡） 1 尿溜（50t） 1 糞尿処理施設（50m³） 1 （発酵乾燥ハウス34㎡） 1 農舎（50㎡） 1 自動給餌車 1 飼料タンク（5t） 1 飼料タンク（1t） 1 〈その他〉 繁殖豚デュロック、繁殖豚LW×大ヨークの肥育豚3元	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施	雇用活用による定期的な休日、休暇の確保 〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
肉用牛（繁殖）＋飼料	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	繁殖牛=40頭	繁殖牛舎（200㎡）	1	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る
	育成牛=10頭	堆肥舎（50㎡）	1	
	トウモロコシ	飼料タンク（5t用）	1	
	=1.0ha	バンカーサイロ（30m³）	1	
	イタリアン	フロントローダー（2人共同）	1	青色申告の実施
	=1.0ha	モーターコンディショナー	1	
		（160cm、2人共同）		
		コーンハーベスタ（2人共同）	1	
		トラクター	1	
	〈経営面積〉	（40ps、2人共同）		
	自作地	ロールハーバー（2人共同）		
	2.0ha	プロットキャスター	1	
		（400ℓ、2人共同）		
		ハーレーキ	1	
		トラック（2t）	1	
		〈その他〉		〈労働力〉 主たる従事者1人 補助従事者1人
		8ヶ月齢出荷		

【農山村農業地帯】〔組織経営体〕土地利用型

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋水稻 作業受託	〈作付面積等〉	〈資本装備〉		
	水稻=15ha	農機具倉庫兼納屋	1	休日制の導入
	耕起・代かき	(100m ²)		農繁期における 臨時雇用者の確保 による加重労働 の防止
	=18.0ha	トラクター (30ps)	1	
	田植受託	田植機	1	
	=18.0ha	(乗用4条植)		
	稲刈受託	コンバイン	1	
	=18.0ha	(4条植)		〈労働力〉
	〈経営面積〉	軽四トラック	1	主たる従事者1人
	15ha	普通トラック (2t)	1	補助従事者1人
		〈その他〉		
		水稻 稚苗移植、ライスセ ンター利用		

【農山村農業地帯】〔組織経営体〕畜産

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等	
酪農＋飼料	〈作付面積等〉	〈資本装備〉			
	経産牛=200頭	乳牛舎（2,100㎡）	1	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る	休日制の導入
	育成牛=75頭	育成牛舎（600㎡）	1		給料制の導入
	トウモロコシ	（D型ハウス）			社会保険への加入
	=15.0ha	堆肥舎（2,400㎡）	1	青色申告の実施	
	イタリアン	尿溜槽	1		
	=15.0ha	飼料タンク（5t）	1		〈労働力〉
	WCS	バンカーサイロ（60m ³ ）	1		主たる従事者4人
	=7.0ha	パンプラインミルカー	4		補助従事者4人
	〈経営面積〉	バルクローラー（1500ℓ）	1		
	37.0ha	トラクター（45PS）	1		
		マニュアルレタター	1		
		（3300kg）	1		
		プロトキヤスター（400ℓ）	1		
		ロールハーレー	1		
		ハーレーキ	1		
		コーンハーベスタ	1		
		ディスクハロー	1		
		トラック（2t）	1		
		〈その他〉			
		搾乳牛1頭当たり搾乳量8,500kg、畜産農家5戸で飼料生産組合を組織、機械の共同利用			

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚（一貫）	〈作付面積等〉 繁殖豚=200頭 肥育豚=2,000頭	〈資本装備〉	複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る 青色申告の実施	雇用活用による定期的な休日、休暇の確保 〈労働力〉 主たる従事者2人 補助従事者1人
		繁殖豚舎（1,000㎡）1		
		育成舎（800㎡）1		
		肥育豚舎（1,000㎡）1		
		農舎（200㎡）1		
		堆肥舎（1,500㎡）1		
		尿溜槽（150t）1		
		飼料タンク（5t）2		
		粉尿処理施設（100㎡）1		
		（発酵乾燥ハウス34㎡）		
		自動給餌車1		
		飼料タンク（1t）1		

- (注) 1 個別経営体に係る各営農類型ごとの農業経営の指標において、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1～2人として示している。
- 2 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並の労働時間で地域他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社の他農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの。）。
- 3 組織経営体においては、その前提となる労働力構成を主たる従事者の人数として記入するものとする。この場合、上記の経営指標で示される農業経営の所得目標は、主たる従事者が目標とする所得の額が第1で掲げた目標に到達することを基本とする。

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

西予市における第1に示したような目標を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第2の効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標に示す規模とする。ただし、自ら農業経営を開始しようとする青年等にあつては、経営開始時の経営リスクが大きいため、1経営体当たり年間所得の概ね7割を目標とする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する目標

- 1 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
49.6%	

○効率的かつ安定的な農業経営に面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- (注) 1 「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

- 2 目標年次はおおむね令和12年とする。

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、西予市農業再生協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者の間の協議・調整を行うため、西予市農業再生協議会の下に利用集積の対象者を構成員とする下部組織を設ける。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

- (1) 山間盆地における水田農業地域である宇和町では、稲、麦、大豆を中心とする土地利用型農業の取り組み策として、担い手への農地の集積を進める一方、集落営農組織を中心とした農地の効率的な利用を推進する。
- (2) 中山間地域における水田、畑作地帯の野村町及び城川町では、野菜、特産、果樹を中心に土地条件を加味しながら、水稻等と組み合わせた複合経営での土地利用を図る。
- (3) 海岸部の明浜町及び三瓶町では、温暖な気候を利用した柑橘経営（温州みかん、ポンカン）を主体とした多品目経営を行い、労働配分を考慮しながらスプリンクラー防除システム等を有効に活用し、担い手への優良園地の集積を図っていく。
- (4) 野村町を中心とする畜産農家では、コストの低減を図ると共に、環境に優しい農業を目指す有機質供給源の役割を担いつつ、耕種農家との連携を取りながら土地利用型畜産の取り組みを強化する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

西予市は、愛媛県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、西予市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

西予市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑤ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑥ 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

- (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定に関わらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 31 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業及び法第 7 条に規定する事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 55 年政令第 219 号）（以下、「政令」という。）第 5 条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙１のとおりとする。
- ⑦ 遊休農地の解消並びに新規就農を支援するため、遊休農地の積極的な活用が望まれる地域での利用権設定、或いは遊休農地の効率的な利用が望まれる農地の利用権設定については、上記①から⑥までに掲げる要件を概ね満たすとともに、営農計画書の提出を求め妥当と判断した場合は、就農時から３年を期限として利用権設定できるものとする。

(２) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払い（持分又は株式の付与を含む。以下同じ。）の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙２のとおりとする。

(３) 開発を伴う場合の措置

- ① 西予市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成２４年５月３１日付け２４経営第５６４号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第７号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 西予市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(４) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 西予市は、(５)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 西予市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の３０日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(５) 要請及び申出

- ① 西予市農業委員会は、認定農業者等で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者等に対する利用権設定等の調整が調ったときは、西予市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 西予市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第５２条第１項又は第８９条の２第１項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事

業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 西予市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 西予市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、西予市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 西予市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事業については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。）その支払い（持分又は株式の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項

- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後 3 月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号、以下、「規則」という。）第 16 条の 2 各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市の長に報告しなければならない旨
- ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
- (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意
- 西予市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7) の②に規定する土地ごとに(7) の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。
- ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が 5 年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について 2 分の 1 を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。
- (9) 公告
- 西予市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5) の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7) の①から⑥までに掲げる事項を西予市の掲示板への掲示により公告する。
- (10) 公告の効果
- 西予市が(9) の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。
- (11) 利用権の設定等を受けた者の責務
- 利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。
- (12) 農業委員会への報告
- 西予市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第 16 条の 2）があった場合は、その写しを西予市農業委員会に提出するものとする。
- (13) 紛争の処理
- 西予市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。
- (14) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 西予市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、（９）の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた（１）の④に規定する者（法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
- ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 西予市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
- ア （９）の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた（１）の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 西予市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しにかかる部分を西予市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 西予市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 西予市農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の活用を図るものとする。西予市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

西予市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（１～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難な場合にあっては、農用

地の効率的かつ安定的な利用に支障をきたさない限り、集落の一部を除外した実施区域とすることもやむを得ないものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者等とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者等に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げる全ての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を西予市に提出して、農用地利用規程について西予市の認定を受けることができる。

② 西予市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者等の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 西予市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を西予市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現状及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込ま

れること、定款又は規約を有していることなど政令第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

- ③ 西予市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

- ④ ②で規定する事項が定められる農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程という。’)で定められた特定農業法人は、認定農業者等と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

- ② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 西予市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 西予市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及組織等、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、西予市農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

3 農業協同組合等が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

西予市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

4 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

西予市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

西予農業指導班、農業委員会、農業支援センター、農業協同組合等と連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報の提供を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

農業次世代人材投資事業（準備型）認定研修機関、西予農業指導班、農業支援センター、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップの状況を共有し、当該青年等の営農状況を把握しながら、支援を効率的かつ適切に行う。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

集落では、新規就農者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニケーションづくりを行い、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

各地区青年農業者協議会への加入促進、第3セクターや農業協同組合等が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資事業や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者等へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談、就農後の営農指導、農地の確保等については、西予市農業再生協議会、西予農業指導班、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。また、青年農業者育成対策協議会並びに若い農業者育成対策推進会議と連携を図り、地域ぐるみの育成確保活動を推進する。

6 農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事項

- (1) 西予市は県下一円を区域として、農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を行う公益財団法人えひめ農林漁業振興機構とともに、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 西予市、再生協議会、農業委員会、農業協同組合等は、農地中間管理機構が行う中間管理・再配分機能を活かした農地中間管理事業及び農地中間管理機構が行う特例事業を促進するため、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

- (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

西予市は、1から7までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 西予市は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業による農業生産基盤整備の実施で、農道・農業用排水路・区画整理・耐久性畦畔等の整備を計画的に進め、担い手への農地利用集積を推進し、農作業の省力化・効率化かつ安定的な農業経営を確立していくよう努める。

イ 西予市は、県営中山間地域総合整備事業東宇和東部及び西部によって、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

ウ 西予市は、西予市水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図り、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 西予市は、農村集落排水事業等の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

オ 西予市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

西予市は、農業委員会、普及組織等、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、西予市農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、西予市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

- 1 この基本構想は、平成23年9月15日から施行する。
- 2 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 3 この基本構想は、平成28年10月31日から施行する。
- 4 この基本構想は、令和3年10月31日から施行する。

別紙1（第5の1の（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（2）農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができると認められること。

別紙2（第5の1（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作物の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないとは認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。 2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。 3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。	1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた借賃情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。 2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。 4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が上記	1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。 2 1の支払いは、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。 3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。	1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。 2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基

	1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。 この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成 13 年 3 月 1 日付け 12 経営第 1153 号農林水産事務次官通知）第 6 に留意しつつ定めるものとする。		づき西予市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。
--	---	--	--

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
I の①に同じ。	1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用	I の③に同じ。	I の④に同じ。

	施設用地とすることが適当な土地については、Ⅰの②の３と同じ。		
--	--------------------------------	--	--

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
Ⅰの①に同じ。	１ 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 ２ １の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。	Ⅰの③に同じ。この場合においてⅠの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Ⅰの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準し	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。

て算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。		
--------------------------------------	--	--